



税金の取扱い、 住所の呼び方などが決まりました

平成十七年一月十一日の合併に向けて話し合いを進めている秋田市、河辺町、雄和町。

九月二十九日、第三回の合併協議会が開かれ、新たに地方税、町(字)の区域および名称、いろいろな慣行、都市計画を合併後にどうするかについて決められました。また合併後のまちづくりの基本方針となる市町村建設計画についても、今後の検討のための素案が示されました。
(七ページまで続く)



第3回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会

秋田市合併推進局
tel(866)2785 ファクス(866)2795
市町合併ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/copr/>

緑あふれる 新県都プラン

1市2町の まちづくりは 総合計画を活かして

一市二町の市町村建設計画の名称は(仮称)「緑あふれる新県都プラン」。

合併後のまちづくりは、第十次秋田市総合計画を基礎とし、第五次河辺町総合発展計画と雄和町総合発展計画を引き継ぎながら進めていくこととなります。

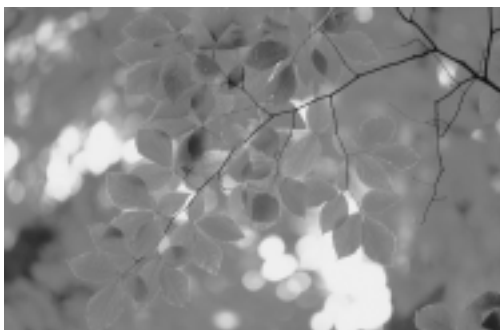
新県都プランの計画期間は、平成十七年度から平成二十七年

年度までの十一年間。

計画は、次の八章からなります。

- 第一章 合併の必要性と効果
- 第二章 計画の策定方針
- 第三章 秋田市・河辺町・雄和町の歴史と現況
- 第四章 人口フレーム
- 第五章 まちづくりの基本方針
- 第六章 まちづくり計画
- 第七章 公共施設の統合整備
- 第八章 財政計画

これらの具体的な内容は、引き続き協議会において審議を行っていきます。



河辺・雄和の振興計画の方針

6、7ページには
1市2町の歴史...



雄和町

県立中央公園

秋田空港、空港インターチェンジ、国際教養大学、県立中央公園などの地域資源を活用し、特色あるスポーツ・文化振興などを進めます

糠塚華の里・ダリア園

雄和ふるさと温泉
ユア시스



大正寺地区は、温泉資源を活用し、健康増進や生きがい活動支援などの拠点づくりをはかります

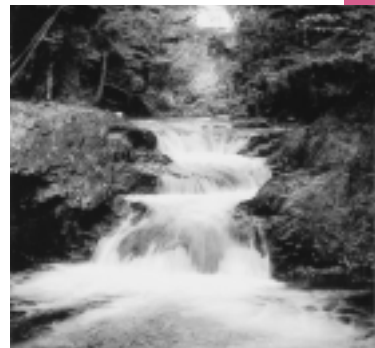


高尾山、糠塚華の里、雄和ふるさと温泉ユア시스などが一体的になった観光ルート^{しゅん}を確立し、都市部の住民に癒しの場を提供します

JR和田駅



太平山の恵みある自然資源と空港、高速道路、国道13号、JR和田駅などの交通の利便性を活かし、観光や産業の振興をはかります



伏伸の滝

観光秋田30景にも選ばれている岩見三内地区の自然資源を有効に活用し、市民や観光客が気軽に自然に親しめる空間「せせらぎの郷かわべ」の形成をはかります



スポパークかわべ

ユフォーレや岩見温泉などの宿泊観光施設と生涯スポーツ施設「スポパークかわべ」を連携させ、通年観光の促進につとめます



ユフォーレ

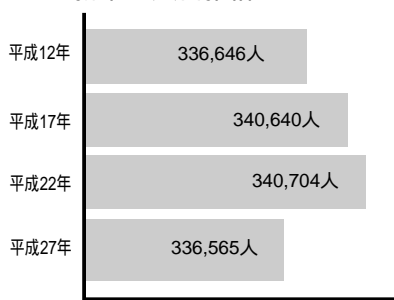
1市2町の年齢別構成

(平成12年国勢調査調べ)

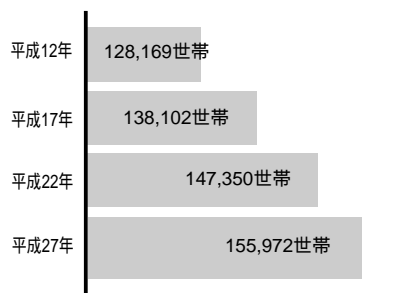
区分	人口	構成比
秋田市	15歳未満	45,655人 14.4%
	15～64歳	216,200人 68.1%
	65歳以上	55,689人 17.5%
	総人口	317,544人
河辺町	15歳未満	1,346人 12.6%
	15～64歳	6,398人 60.0%
	65歳以上	2,925人 27.4%
	総人口	10,669人
雄和町	15歳未満	990人 11.9%
	15～64歳	5,187人 62.1%
	65歳以上	2,175人 26.0%
	総人口	8,352人
1市2町	15歳未満	47,991人 14.2%
	15～64歳	227,785人 67.7%
	65歳以上	60,789人 18.1%
	総人口	336,565人

年齢不詳を除く

新市の人口推計



新市の世帯推計

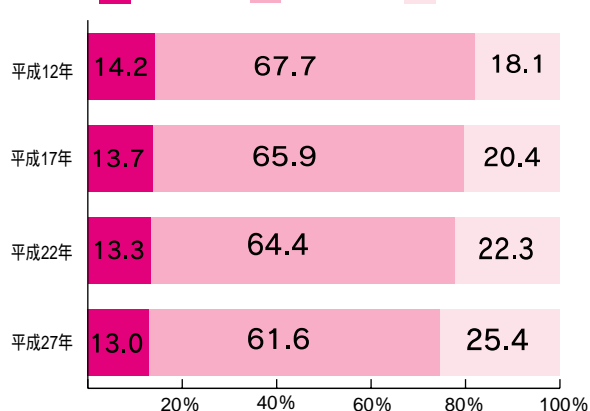


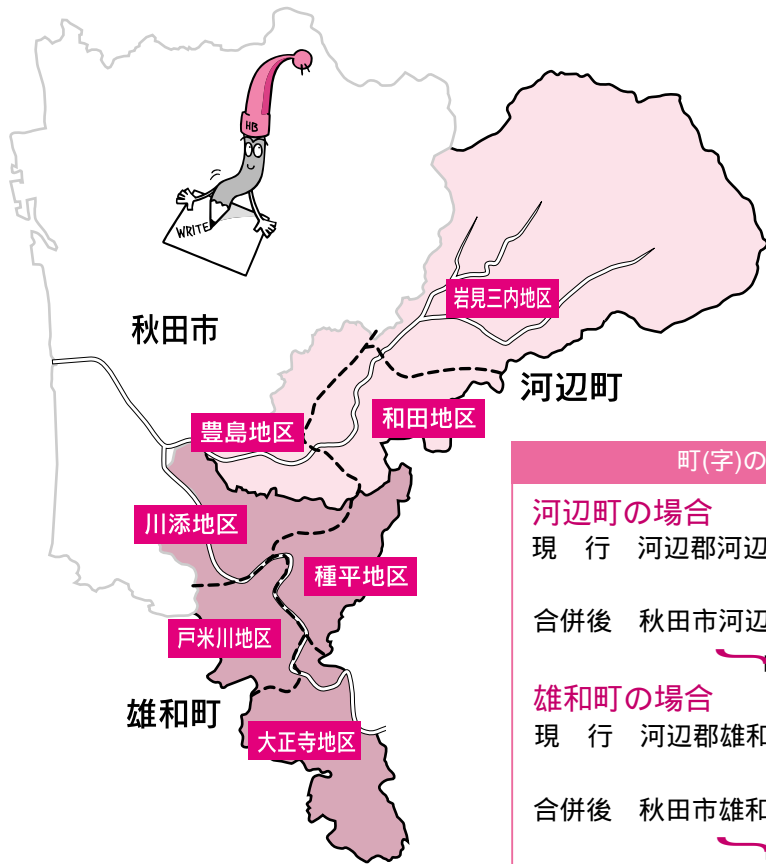
将来の数値は、過去の国勢調査から推計したもの

人口を見てみよう

新市の年齢階層別人口の推計

0～14歳 15～64歳 65歳以上





秋田市の区域内の町(字)の区域および名称は、現行どおりとします。

河辺町および雄和町の区域内の町(字)の区域は現行どおりとし、名称は、秋田市河辺、秋田市雄和のあとに、現行の町(字)の名称を続けて表示します。

まちなまは
秋田市河辺
秋田市雄和

町(字)の名称の具体例

河辺町の場合

現行 河辺郡河辺町和田字北条ヶ崎38番地 2

合併後 秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地 2

雄和町の場合

現行 河辺郡雄和町妙法字上大部48番地 1

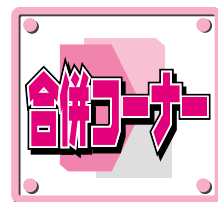
合併後 秋田市雄和妙法字上大部48番地 1

字字

秋田市の税率などは変わらず

地方税および関連制度については、秋田市の制度に統一します。

ただし、1市2町において税率などが異なる制度については、合併特例法の規定により下表のとおり扱うものとします。



秋田市・河辺町・雄和町の税率など

区分	現況			合併後の調整方針	
	秋田市	河辺町	雄和町		
個人市町民税	均等割	2,500円	2,000円	2,000円	平成17年度から秋田市の制度に統一します。 ※個人市町村民税均等割の税率は、地方税法により人口規模別に定められています。
	所得割	1市2町とも同じ 課税標準200万円以下 3% 課税標準200万円超700万円以下 8% 課税標準700万円超 10%			
法人市町民税	均等割	課税額の範囲(資本などの金額により異なります) 6~360万円 5~300万円 5~300万円			平成19年度まで現行税率のままの不均一課税を実施します。なお、秋田市に事務所などがあり、かつ河辺町または雄和町に事務所などがある法人については、合併時に秋田市の制度に統一します。
	法人税割	14.7%	12.3%	12.3%	
固定資産税	1.6%	1.4%	1.4%	平成20年度まで不均一課税を実施します。河辺町・雄和町の税率は平成17年度まで現行の1.4%、平成18年度~20年度は1.5%、平成21年度から1.6%とします。	
入湯税	1市2町とも同じ 1人1日150円(秋田市のみ日帰り75円)			合併時に秋田市の制度に統一します。	
事業所税	課税あり ●税率 資産割 事業所床面積1㎡につき600円 従業者割 従業者給与総額の0.25%	課税なし	課税なし	平成19年度まで河辺町、雄和町で課税免除を実施します。	

合併特例法第10条(抜粋)...
合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、(中略)その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度およびこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないことまたは不均一の課税をすることができる。

税務証明書の交付手数料



合併時に秋田市の制度に統一します。
なお、受付窓口は両町にも設置します。

- 所得証明書 市(町)県民税課税(非課税)証明書 市(町)県民税所得・課税証明書 国民健康保険税納税証明書 固定資産税納税証明書など...現行料金は秋田市300円、河辺町・雄和町200円
- 住宅用家屋証明書...現行料金は秋田市1,200円、河辺町・雄和町1,300円

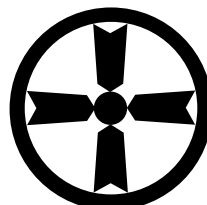
市章は秋田市に統一



いろいろな慣行の取扱いについては、合併時に秋田市の制度に統一します。

市章

市章は、秋田市の市章に統一します。



秋田市の市章

明治22年市制施行。的に矢留を配し、秋田市の「田」の字と佐竹氏居城の別名「矢留」を表しています。



河辺町の町章

昭和30年、1町2村が合併して成立しました。「カワベ」の「カ」を抽象化。全体は鳥の飛び立つ姿として、発展、飛躍を象徴しています。



雄和町の町章

昭和31年、3村が合併して成立しました。「雄和」の頭文字「Y」を図案化。大地に根を下ろして発芽した若葉が力強く伸びようとする姿を象徴しています。

市町の花・木など

市の木および花は秋田市に統一します。ただし、両町の木、花と河辺町の鳥は、それぞれの地域において継承していくものとします。

秋田市の木 けやき
秋田市の花 さつき

河辺町の木 ミズナラ

河辺町の花 ワサビ

河辺町の鳥 キセキレイ

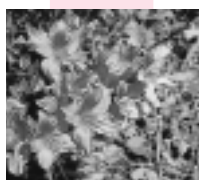
雄和町の木 柿

雄和町の花 つつじ

雄和町の木「柿」



雄和町の花「つつじ」



河辺町の鳥「キセキレイ」



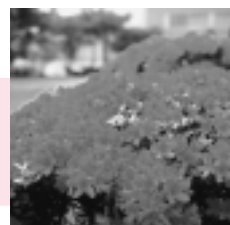
河辺町の花「ワサビ」



河辺町の木「ミズナラ」



秋田市の花「さつき」



秋田市の木「けやき」



表彰者関係

秋田市の制度に統一し、両町の功労者は、秋田市の功労者として待遇します。また、名誉町民は、秋田市に引き継いで顕彰します。

都市計画マスタープランは合併後に策定

都市計画については、合併時に秋田市の制度に統一します。ただし、都市計画区域区分については、合併時は現行のとおりとし、合併後の新市において検討します。

都市計画マスタープランの策定

合併後の新市において、新市域を対象とする都市計画マスタープランを策定します。

【現行の都市計画マスタープラン】

秋田市 第五次秋田市総合都市計画都市計画マスタープラン(を平成十三年に策定(計画期間平成十三年度～二十二年度))
河辺町・雄和町 なし

都市計画区域区分の決定

合併時は、現行のとおりとし、合併後の新市において検討します。

【現行の都市計画区域区分】

秋田市 「市街化区域」と「市街化調整区域」の区分を行っている
河辺町・雄和町 なし

市街化区域：すでに市街地を形成している区域および、おおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化をはかる区域
市街化調整区域：市街化を抑える区域



秋田市では、無秩序な市街化を防いで、計画的なまちづくりをするため、都市計画区域を区分してるんじゃ